

## 改正 4-9

# 損益通算と純損失の繰越控除

## 1 損益通算

### (2) 損益通算できない例

「不・事・山・譲」以外の所得の損失はもちろんですが、次の損失も損益通算できません。

#### ● 損益通算できない主な例

- ・生活に通常必要のない資産の譲渡損（絵画の譲渡損など）  
なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡されたゴルフ会員権の譲渡損は、損益通算できなくなった。
- ・不動産の譲渡損（ただし、一定のマイホーム譲渡の場合は特例を適用することで損益通算できる。5-8 節参照）
- ・株式等の譲渡損（ただし、一定の配当所得で申告分離課税を選択したものは損益通算できる。3-4 節参照）
- ・土地取得に係る負債利子

※ 赤字の個所を修正しました